最終更新日:2015年12月15日

平田機工株式会社
平田 雄一郎
問合せ先:096-272-5558
証券コード:6258
http://www.hirata.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、世界市場をターゲットにした企業として、その社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスを重視した健全かつ効率的な経営活動を推進しており、これにより、コンプライアンス体制を充実させると共に、事業競争力を継続的に強化して、企業価値の更なる向上を図っております。
また、企業は公共性、公益性、社会性を担った存在であるという立場から、当社を取り巻く全てのステークホルダーと円滑な関係を保っていくことが、長期的にも、株主利益の向上に繋がると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
平田機工社員持株会	740,310	6.88
平田雄一郎	583,000	5.42
SMC株式会社	500,000	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	459,100	4.27
株式会社肥後銀行	456,000	4.24
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700053	400,000	3.72
平田　満	361,429	3.36
平田　正治郎	326,300	3.03
平田　宏之	305,772	2.84
平田　滋夫	286,844	2.67

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
雀部博之	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
雀部博之	○	千歳科学技術大学の名誉教授であります。 尚、同大学と当社の間には人的・資本的関係及び取引関係はありません。	独立した視点から経営戦略の立案と遂行に助言を得るため独立役員に選任しております。 また、一般株主との利益相反のおそれがないため独立役員として適任と判断したものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人に対する監査計画、中間監査経過及び年度の監査等のヒアリングを通じ、あるいは適宜実査に立ち会い、会計監査人が行った監査につき確認を行っています。
また、内部監査部門による当社グループ内の各事業部門、管理部門の内部監査に同行して監査を行うなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
元田　直邦	他の会社の出身者							○						
村田　邦夫	他の会社の出身者													
鳥巣 宣明	公認会計士													
今村　憲	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
元田　直邦		当社の取引銀行である株式会社肥後銀行に勤務経験があります。	金融機関の執行役員および一般企業の代表取締役としての専門的な知見および豊富な経験を有しており、監査役に適任と判断し、社外監査役に選任しております。 尚、当社の主要な取引銀行の業務執行者であったため、独立役員に指定しておりません。
村田　邦夫	○	――	当社の監査業務の独立性を高めるために選任しております。 また、一般株主との利益相反のおそれがないため独立役員として適任と判断したものです。
鳥巣 宣明	○	――	当社の監査業務の独立性を高めるために選任しております。 また、一般株主との利益相反のおそれがないため独立役員として適任と判断したものです。
今村　憲	○	――	当社の監査業務の独立性を高めるために選任しております。 また、一般株主との利益相反のおそれがないため独立役員として適任と判断したものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在の報酬制度及び賞与制度で問題ないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、社外役員の区分ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別の総額（基本報酬、賞与、退職慰労金）、対象となる役員の員数を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、株主総会の決議により、取締役および監査役全員の報酬総額を決定しております。各取締役および各監査役の報酬額は、責任の大きさ、過去の実績、世間水準、使用人とのバランス等を考慮し、取締役は取締役会において、監査役は監査役の協議により決定しております。
なお、取締役および監査役の退職慰労金につきましては、平成26年６月開催の株主総会において廃止を決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対し取締役会の会議資料等を事前に配布しており、内容についての質問に対しては事前に説明等も行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

１　企業統治の体制
１）企業統治の体制の概要
当社の取締役会は、取締役10名（うち社外取締役１名）で構成しており、その決議をもって法令または定款に定める事項のほか、業務執行の基本事項について当社の意思を決定する最高意思決定機関であります。
取締役会における取締役の職務執行状況については、社外監査役を含む全監査役で構成する監査役会により、その適正性を監査しております。
代表取締役社長の直轄部門として設置した内部監査部は、監査役との連携・協力も得て、事業部門、管理部門の監査を実施しております。
また、当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人には、随時、会計上の重要課題について相談の上、適切な処理方法についての助言を受けております。
なお、監査業務を執行した公認会計士および監査業務に係る補助者は以下のとおりです。
　　監査業務を執行した公認会計士：指定有限責任社員 業務執行社員 俵洋志、笠間智樹、橋本裕昭
　　監査業務に係る補助者：公認会計士 ５名 会計士試験合格者等 ５名 その他 ３名
なお、コンプライアンス上の重要事項等につきましては、必要に応じて顧問弁護士等に相談し、有用な助言を受けております。
さらに、当社は経営会議および執行役員制度を導入しております。
執行役員は15名選任（取締役兼務９名 専任６名）しており、各責任分野において迅速かつ的確に業務を執行するとともに、経営会議において業務執行に係る重要事項の審議に参画し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。
上記の各機関が連携して機能することにより、相互に牽制の働く内部統制環境を整備しており、平成17年９月に策定しました「コンプライアンス憲章」に沿った健全かつ効率的な企業活動をおこなっております。
２）内部統制システムの整備の状況
平成18年５月１日施行の会社法に基づき、当社取締役会が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その

他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」を構築する義務を負っていることから、当社は平成18年５月17日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備の基本方針」について決議いたしました。さらに社内管理体制の変更およびコンプライアンス強化の観点などから平成22年３月30日開催の取締役会においてこれを改定いたしました。
また、平成27年５月１日施行の改正会社法との整合性を図るため、平成27年４月14日開催の取締役会においてこれを改定いたしました。
なお、平成18年からの取組みとして、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会の設置、監査役・内部監査部によるコンプライアンス状況の監査、不正行為の早期発見と是正のためのヘルプラインの設置など内部統制システムが健全に機能する体制を整備しております。
3）リスク管理体制の整備の状況
管理本部長をリスク管理責任者とし、総務部において企業活動の持続的発展に重大な影響を与えるリスクに関する管理規程・マニュアルを策定する等、マネジメント体制の整備をおこなっております。整備に際しては、QMS（品質マネジメントシステム）、EMS（環境マネジメントシステム）等におけるリスク対応手順との効果的な連動を図っております。
　業務執行に伴う意思決定に際しては、その重要度に応じて、決裁者や決裁手順、意思決定への組織間牽制を職務権限規程等において規定する他、取締役および執行役員は、各業務執行の状況等について、適時取締役会、代表取締役、経営会議等への報告をおこなうことで、相互牽制によるリスクの認識および回避を可能としております。

２　内部監査および監査役会監査の状況
当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は、監査役４名（全員が社外監査役）で構成し、牽制機能の確保および監査の透明性の確保を図っております。
監査役は、取締役会はじめ重要会議に出席し、また重要書類等の調査をおこなうことで、取締役の職務執行状況の監査にあたっております。
　また、当社ではコーポレート・ガバナンスの機能向上のため、代表取締役社長直属の部門として内部監査部（４名）を設置しております。内部監査部では、関係会社を含めた全部門に対し、原則として１年に１度以上の頻度で業務監査をおこなうこととしており、各部門の業務執行状況、法令・規程の遵守状況およびそれを確保する内部牽制制度の機能状況等を監査の上、代表取締役社長への報告および被監査部門への改善指示をおこなっております。
監査役と内部監査部は、同行監査、情報交換会等を実施することにより、監査機能の相互補完による監査効果向上を図っております。
常勤監査役元田直邦氏、監査役村田邦夫氏、鳥巣宣明氏および今村憲氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役元田直邦氏は、昭和56年４月から平成26年６月まで、当社の取引銀行である株式会社肥後銀行に在籍し、通算33年にわたり営業統括部長等、同行の業務に従事しておりました。また、平成26年６月から平成27年６月まで宝興業株式会社の代表取締役として在籍しておりました。
・監査役村田邦夫氏は、新光証券株式会社(現みずほ証券株式会社)に昭和42年４月から平成13年６月まで在籍し、その間、常務取締役等を歴任し、同社の関係会社在籍期間も含め、通算38年にわたり株式公開引受業務、公開審査業務等の業務に従事しておりました。
・監査役鳥巣宣明氏は、公認会計士であり、監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）にて国内外の会計監査に30年以上従事し、会計・監査に関する専門的な知見および豊富な経験を有しております。
・監査役今村憲氏は、企業法務等を取り扱う弁護士であります。

３　社外取締役および社外監査役
当社は、会社法第２条第15項に定める、社外取締役を１名選任し、会社法第２条第16項および第335条第３項に基づき、社外監査役を４名選任しております。社外取締役および社外監査役の独立性に関する独自の基準は定めておりません。
当社と社外取締役雀部博之氏が名誉教授を務める千歳科学技術大学とは、人的関係、資本的関係または取引関係、その他の利害関係はありません。また、当社と雀部博之氏の間にも利害関係はありません。
また、社外監査役４名うち元田直邦氏および村田邦夫氏は当社取引先の出身ですが、鳥巣宣明氏および今村憲氏２名も含め、当社との間に利害関係はありません。
さらに、当社は社外取締役雀部博之氏、社外監査役村田邦夫氏、鳥巣宣明氏および今村憲氏の４名を独立役員として証券取引所に届け出ております。
社外監査役は、各々が独立性を持って監査を実施すると共に、定期的に会計監査人および内部監査部から会計監査結果、業務監査結果の報告を受け、その内容を照査することにより、監査の効率化および質的向上を図っております。
なお、１名の社外監査役は、当社の株式を所有しており、その保有株式数は、「5.役員の状況」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。
当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載のとおりです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は平成18年12月の株式上場以降の株主総会において全て集中日を回避して実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成の上、当社ホームページ上にて公表しております	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算後および第2四半期決算後、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、決算状況、市場動向、業績予想等の説明および質疑応答を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.hirata.co.jp/ir/library/index 株主総会説明資料、招集通知、決議通知、決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、機関投資家向け説明資料、ファクトブック等を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：藤本 靖博 IR事務連絡責任者：藤本 靖博 IR担当部署：管理本部 経理部 IR・広報室	
その他	不定期ではありますが、機関投資家等との個別面談、個人投資家向け会社説明会、機関投資家向けスモールミーティング等を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSR方針を策定し、各ステークホルダーの立場を尊重しつつ、互助・協調しながら持続的に社会の発展に寄与することを明示しています。 CSR方針は当社ホームページ、CSR報告書に掲記しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針、環境マネジメントシステムを策定し、事業年度ごとに環境影響負荷削減目標を設定し、実績を把握しています。また、環境配慮型製品の開発、製品化学物質管理への対応などを進めており、これらは毎年作成・発行しているCSR報告書に掲載しています。 また、同様に当社ホームページにも掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	CSR方針の中に、適時・適正な情報開示による透明性の確保について記述しています。
その他	当社では、ワークライフバランスを念頭に置いた制度構築を行っております。仕事と子育てが両立できる環境整備を進めるべく、育児休業制度や勤務時間短縮制度をはじめとするさまざまな福利厚生制度の普及・充実に努めております。 また、定年退職者が引き続き勤務を継続できる再雇用制度を導入するとともに、社員の各階層別研修を行うなど、多様な人材への機会提供および能力開発支援に努めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）内部統制システムに関する基本的な考え方
以下の8項目を基本的な考え方としております。

1 当社グループにおける取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1）当社グループにおいて、国内外の関係法令、社会規範等に沿った公正性・透明性のある企業活動を行うため、「行動規範」の遵守を徹底する。
2）取締役および執行役員は、経営者にふさわしい倫理観の下、「行動規範」の率先垂範および当社グループ全体への浸透に務め、コンプライアンス推進に必須となる健全な企業風土を形成維持する。
3）コンプライアンス委員会は、コンプライアンス施策の検討、同施策の実施状況のモニタリング、コンプライアンス違反に対する分析・是正・再発防止策を策定する。
4）内部監査部は、各執行組織やグループ各社に対する監査を実施し、内部統制状況の評価、改善施策の提言をおこなう。
5）財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおいて財務報告に関する内部統制や業務プロセスを整備し、適正な運用と評価をおこなう。
6）反社会的勢力・団体に対し毅然とした行動をとり一切の関係を遮断するため、有効な施策を適宜実施する。

2 当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
1）取締役会は、取締役および執行組織部門長の一部を執行役員に任命し、経営会議メンバーとして重要事項の審議に参画させるとともに、各執行組織における迅速かつ的確な業務執行を推進する。
2）取締役会は、3事業年度からなる当社グループの中期事業計画および毎事業年度の重点目標および予算を策定し、その執行状況を監督する。
3）業務執行と意思決定における権限を明確にするとともに、One Hirataの観点から各執行組織やグループ各社間における適切な役割分担と連携を確保する。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
1）取締役会議事録、決裁記録等、取締役の職務の執行に関する情報について、法令および関連規程等に従い、必要な関係者による閲覧が可能となるよう、適切に保存・管理する。
2）機密情報等の情報資産を適切に保護・管理するため、当社グループ横断で情報セキュリティ体制を構築する。

4 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1）企業活動に重大な影響を与える多様なリスクに対処するため、各種の管理規程やマニュアルを整備し、当社グループ横断でリスク管理体制を構築する。
2）各執行組織およびグループ各社に対する内部監査部によるリスク管理状況の監査、ヘルプライン等の内部通報制度の活用により、重大リスクの早期発見と早期対応を図る。

5 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程等に基づき、当社グループ各社の役員が財務状況や重要な事項について当社への適切な報告をおこなう他、定期的な会議開催等により当社グループ内の情報共有とコミュニケーションを促進する。

6 監査役の職務を補助すべき従業員、その独立性および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の求めに応じ、監査役の職務の補助を行うための従業員（以下「監査役補助者」という。）を任命し、当該監査役補助者は、他の執行組織の従業員を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う。

7 監査役への報告に関する体制および監査役に報告をした者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
1）当社グループ各社の役員や従業員は、法令または定款への重大な違反や当社グループに重大な影響を与えるおそれのある事実を知った場合には、直ちに当社またはグループ各社の監査役への報告をおこなう。
2）当社は、当社またはグループ各社の監査役に報告をおこなった当社グループ各社の役員や従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知する。

8 監査役の職務の執行について生じる費用の支払に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に前払い等の請求をしたときは、担当部署で審査の上、速やかに当該費用を負担する。

（2）内部統制システムの整備状況
前記「内部統制システムに関する基本的な考え方」に記載のとおり、コンプライアンス委員会の設置、監査役・内部監査部によるコンプライアンス状況の監査、不正行為の早期発見と是正のためのヘルプラインの設置など内部統制システムが健全に機能する体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、代表取締役社長を中心に、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、「コンプライアンス憲章」を制定し、その基本方針としての「基本理念」及び遵守すべきルールとしての「行動規範」を設けております。その一つとして、反社会的勢力との絶縁を掲げております。
その対応策としまして、反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与を防ぐために、監査役及び内部監査部による経費等支出状況の定期的な監査等の継続的な活動を行っております。また、外来者への受付対応などのマニュアルを作成し、適切に対処できるような体制を構築しております。
万一問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年5月12日開催の当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定め、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2) に定義されるものをいいます。）として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を導入することを決議しました。本対応策は、平成27年6月24日開催の当社第64回定時株主総会において承認され、有効期限は平成30年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとするもので、その概要は以下のとおりです。

本対応策は、当社株券等の20%以上の買付けを行う者を対象とし、当該買付者が当社株券等の買付行為を開始する場合、当該買付行為に対して当社株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会に対して提出していただくものです。買付者が必要かつ十分な情報の提出を完了した場合には、当社取締役会は、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間を設定し、買付者は、当該期間が終了するまで買付行為を開始できないものとします。当社取締役会は、買付行為について評価・検討し、買付者との協議・交渉を行った結果、買付者が当社の定める本対応策に関するルールを遵守しない場合、または買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると判断する場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために、必要かつ相当な範囲で対抗措置を発動することができるものとします。対抗措置を発動するにあたっては、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、客観性、公正性及び合理性を担保するための第三者機関である独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が決議を行うこととします。なお、独立委員会が対抗措置を発動するか否かについて当社の株主意思を確認することが適切である旨の勧告を行う場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の是非に関する株主総会を速やかに開催するものとし、当該株主総会の決議に従うものとします。買付者は当該決議がなされるまでの間、買付行為を開始できないものとします。

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、例えば、株主の皆様に対し差別的条件が付された新株予約権が無償にて割り当てられた場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値は希釈化することになります。しかしながら、当該新株予約権の行使に伴う新株式の交付、又は当社による当該新株予約権の取得に伴う新株式の交付により、株主の皆様が保有する株式数は増加することになりますので、当社株式全体の価値は希釈化せず、株主の皆様の保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益において損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、買付者については、当社株式に係る法的権利及び経済的利益に影響が生じる事態が想定されます。
本対応策は有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従ってその時点で廃止されます。

なお、本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した指針に定める原則を充足し、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入され、独立性の高い社外者の判断を重視していることなどから、当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

本対応策の詳細については、当社のホームページで公表している「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」（http://www.hirata.co.jp/news/index/year:2015/category:keiei）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

以下のとおりです。

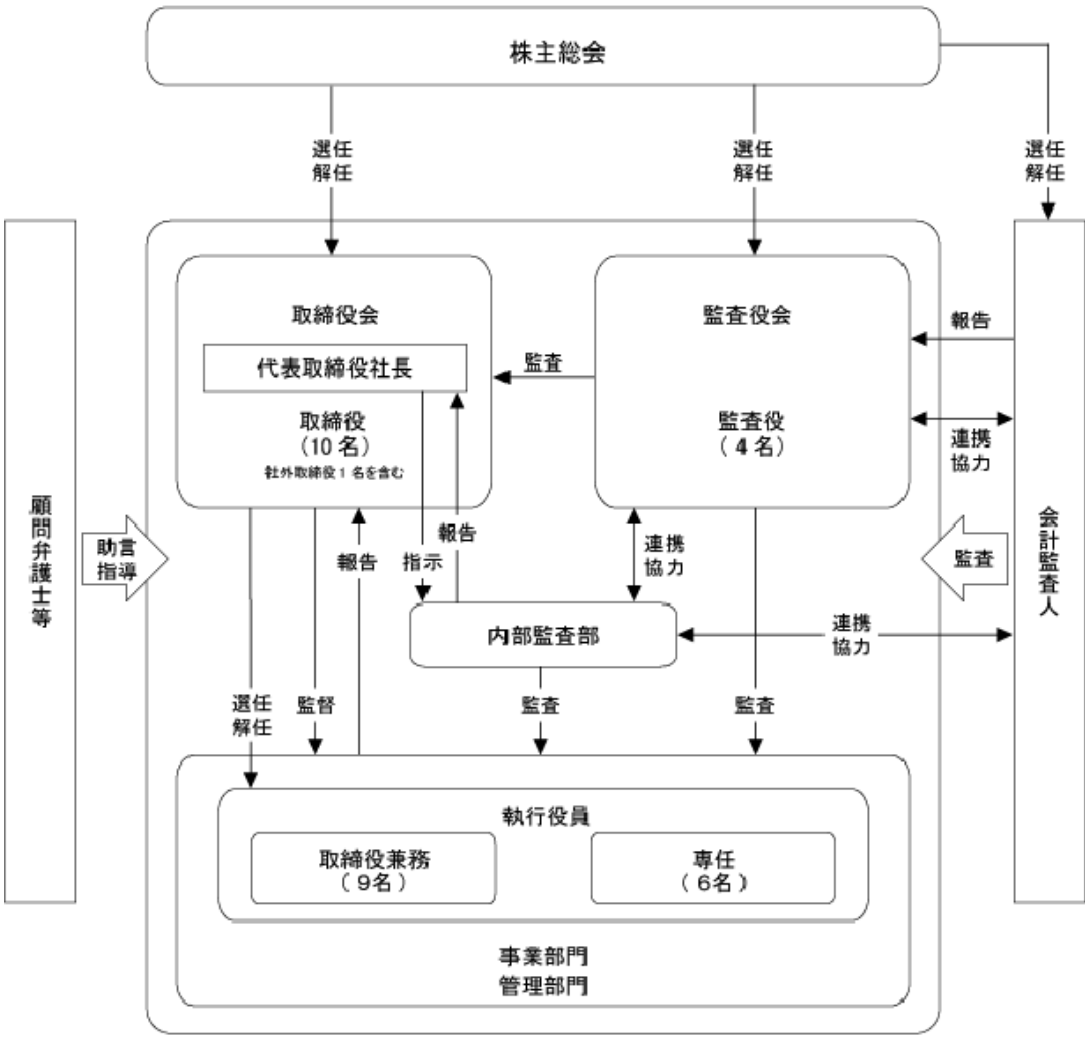
株主総会
選任
解任
選任
解任
選任
解任
取締役会
代表取締役社長
取締役
（10名）
社外取締役１名を含む
監査役会
監査役
（４名）
監査
報告
連携
協力
顧問弁護士等
助言
指導
報告
指示
連携
協力
監査
会計監査人
内部監査部
連携
協力
選任
解任
監督
監査
監査
執行役員
取締役兼務
（９名）
専任
（６名）
事業部門
管理部門